

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A

a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。

b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。

ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。

c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d **解答通り**という条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B

a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。

b 加点要素でも減点要素でもない部分もあります。その部分は加点も減点もしません。

C

次に該当するものは、答案の形式上の不備として、**一箇所につき1点の減点要素**とします。

a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

※字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。

たとえば「:とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。

また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

※ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。

また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

D

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 答案の文章が最後まで完結していないもの。

d 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたものの。

e 字数指定のある設問で、制限字数の半分に満たない場合は「字数不足」と記し、全体×として、0点とします。この原則と異なる採点をする場合は、採点基準で指示します。

一 (評論) 採点基準 (合計 40 点)

問一 各1点 (計5点)

- 1 儀式
- 2 卓越
- 3 新奇
- 4 造詣
- 5 過程

※解答通り

A ○2点

芸術とは、私たちの日常生活とは関わることなく、

B ○3点

美を求める作り手の創意に基づいた個性の表現であり、

C ○2点

それは創り出された作品は自律性を持った、

D ○3点

見るためだけに存在するものであるということ。

※A・B・C・Dに関して部分採点

A 「芸術とは、私たちの日常生活とは関わる」とがなく」(2点)

※「芸術のための芸術」と対比的な位置づけにある「生活の中の工芸作品」についての指摘。

○「生活と結びついた工芸とは対照的な」も可。

○「生活とは切り離された」も可。

B 「美を求める作り手の創意に基づいた個性の表現であり」(3点)

※第3段落の「個人の創意」「画家(芸術家)の個性の表現」についての指摘。

○「芸術家個人の創意に基づいた表現で」も可。

○「芸術家の個性の表現で」も可。

C 「それは創り出された作品は自律性を持った」(2点)

※第4段落の「自律性」の指摘。

D 「見るためだけに存在するものである」ということ」(3点)

※傍線部「純粹性」(「そのためだけにある」ということ)を第4段落の表現を用いて説明。

△「見るためのものである」ということは、「くだけ」という限定の意味が不明瞭であるので▲1点減点で

△2点。

A ○1点

天才的な作り手の

B ○3点

強烈な個性が表現され、芸術のため芸術として創り出された作品が持つ美とは異なる、

C ○1点

名もない職人が、

D ○3点

私たちが日常の生活を営む中に生じる必要性から作り出した工芸品が持つ美のことで、

E ○3点

生活者を本当の意味で幸福にすることのできる美のこと。

※A・B・C・D・Eに関して部分採点

A 「天才的な作り手の」(1点)

※「生活の中の工芸作品」と対比的な位置づけにある「芸術のための芸術」について、その作者の指摘。

B 「強烈な個性が表現され、芸術のため芸術として創り出された作品が持つ美とは異なる」(3点)

※「芸術のための芸術」を、第7段落の「個人の自覚に基づくもの」であることと合わせて説明

△「個性が発揮された美とは異なる」は、「芸術のための芸術」についての指摘が不足しているので▲2点  
減点で△1点。

C 「名もない職人が」(1点)

※Aの観点に対応する作り手の説明。

D 「私たちが日常の生活を営む中に生じる必要性から作り出した工芸品が持つ美のこと」(3点)

※生活の必要性から生じた作品であることの説明。

△「生活の中にある美」は、生活の「必要性から生じたもの」であることの指摘が不足しているので▲2点  
減点で△1点。

E 「生活者を本当の意味で幸福にすることのできる美のこと」(3点)

※第8段落の「人間の幸福」につながる美であることの指摘。

A ○3点

無意味な形式として批判される「型」は、

B ○3点

無駄なものであると考えられるが、

C ○3点

それが柳宗悦の目指す茶道の核心に据えられていることは、

D ○2点

「見すると、同じ柳が説く、無駄をはぶいた簡素さを求める民芸の美のあり方に反するように思えるが、

E ○3点

「型」とは、茶道の長い修練を重ねていく中で、余分なものがすべてそぎ落とされて身についていくものだということを適切に表しているから。

※A・B・C・D・Eに関して部分採点

A 「無意味な形式として批判される」ことがある「型」は「3点」

※第17段落、傍線部の直後の「『型』は強制を意味する」「『型』は無意味である」の指摘。

B 「無駄なものであると考えられるが」(3点)

※Aの観点から、それが「無駄」であることを説明。

C 「それが柳宗悦の目指す茶道の核心に据えられている」とは「3点」

※A・Bの観点のことであるにもかかわらず、「型」が「柳の茶道の核心にあること」の指摘。

D 「見すると、同じ柳が説く、無駄をはぶいた簡素さを求める民芸の美のあり方に反するように思えるが」(2点)

※問いの条件「民芸の美」の内容とその関係性を指摘。

E 「型」とは、茶道の長い修練を重ねていく中で、余分なものがすべてそぎ落とされて身についていくものだという「ことを適切に表しているから」(3点)

※茶道の「型」が「無駄」のないものであることの説明。

【二〇一九年度 第二回 京大本番レベル模試理系第二問】

【採点基準】

問一 社会に対する危険性という点でも、人権侵害の問題が生じるという点でも、政治的自由と技術者の自由は同様であるのに、危険の客観的な基準もなく、技術者の行為だけを無条件に規制することには矛盾があるということ。(100字)

・①≡2点、②≡2点、③≡3点、④≡2点、⑤≡3点。(計12点)

① (技術者の自由と同様に) 政治的自由の賞賛にも危険がある(この説明ができていない)。

② (政治的自由の制限と同様に) 技術者の自由の制限も人間相手の制限と言える(この説明ができていない)。

③ (それらにおいて) 政治的自由と技術者の自由には区別がないはずである(この説明ができていない)。

④ (技術者の自由の制限には、危険の規定についての問題がある(この説明ができていない)。

⑤ (にもかかわらず、政治的自由と違って) 技術者の行為だけを無条件に制限してしまっているのは、何とも不思議なことである(この説明ができていない)。

問二 人工物の使用や創造を、個人が自己の責任の下に自ら判断し行いうる権限が、国や企業組織という、より大きな権力に規制されるということ。(64字)

・①≡4点、②≡4点。(計8点)

① (本来、人工物の使用や創造は個人の権限に属し、そこに責任が伴っていた) ことの説明ができていないこと。「責任」という要素が欠けるものは2点減点。

② (人工物の使用や創造の自由が) 法人や政府に制限される(この説明ができていない)こと。単に「個人の自由が制限される」としただけで、「人工物の使用・創造に関わる自由」という内容になっていないものは不可。

問三 法人や政府が、社会的危険の予防と個人の保護を標榜し、個人の行動に制限を加えていけばいくほど、自己の行動の責任主体でなくなった個人はその保護に甘え、無責任に危険を求めその枠組みを越えていこうとするが、制限の枠組みには限りがあるから。(15字)

・①∥3点、②∥3点、③∥2点、④∥2点。(計10点)

① 政府は、社会存続のための危険の予防と、本人保護を名目にして、人工物の完全なコントロールを目指し、個人の自由を奪い、その行動に介入・干渉する。ことの説明ができていないこと。「社会的危険の予防」と「本人保護」のどちらか一方しかないものは1点減点。「本人のために個人の行動に制限を加える(介入・干渉する)」という要素に欠けるものは不可。

② へそうすればするほど、その保護に甘えて本人は自分の責任を考えようとしなくなる。ことの説明ができていないこと。「責任」という言葉がないものは不可。

③ 人間は、自由を求めて、自ら危険を冒そうとする。ことの説明ができていないこと。単に「リスクを取ろうとする」などとしたものも可。

④ へ(そうして)人間は、定められた枠組みから抜け出そうとする。ことの説明ができていないこと。「与えられた枠組みから外れようとする」ということが分かれば表現の違いは広く許容する。「自由を優先しようとする」などの表現でも可。

三 古文 30点

◆各設問共通

▲内容説明の設問では、末尾の句点がないものは▲1点減点。ただし、現代語訳の設問では、句読点は不問。

問一 10点

※傍線部(1)の和歌を、比喩を明らかにしつつ現代語訳する設問

(模範解答)

A ○5点

あなたのせいで私は恋の思いに途方に暮れて、都から(二)常陸の国までさまよってきてしまいました。

B ○5点

道端の草のあの色のように深い私の恋の思いを、どうやってあなたに伝えたらよいでしょうか。

(10点)

◆各加要素の加点の条件【A・Bに関して部分採点】

A 「あなたのせいで私は恋の思いに途方に暮れて、都から(二)常陸の国までさまよってきてしまいました。」

(5点)

※「君ゆゑに恋路にまよふ」の訳

×「あなたのせいで恋の思いに途方に暮れている」「あなたのせいで恋の道にさまよっている」というような記述がなければAは×。0点。

△「あなたのせいで恋の思いに途方に暮れている」「あなたのせいで恋の道にさまよっている」というような記述があれば、△3点。

⊕「私は」と主体の明示が△に加われば⊕1点。

⊕「都から(二)常陸の国までさまよってきてしまった」という内容が△に加われば⊕1点。



B 「道端の草のあの色のように深い私の恋の思いを、どうやってあなたに伝えたらよいでしょうか。」(5点)

※ 「道芝の色の深さをいかで知らせむ」の訳

× 「いかで知らせむ」の訳 「どうやって伝えたらよいだろうか」「どうやって知らせたらよいだろうか」「どうにかして伝えたい」「どうにかして知らせたい」というような記述がなければBは×。0点。

△ 「いかで知らせむ」の訳、「どうやって伝えたらよいだろうか」「どうやって知らせたらよいだろうか」「どうにかして伝えたい」「どうにかして知らせたい」というような記述があれば△2点。

※ 「む」は、推量(だろうか)か意思(たい)のどちらかで訳してあってもよい。

⊕ 「あなたに」と客体の明示が△に加われれば⊕1点。

⊕ 「道芝の色の深さ」が何の比喩かを表している内容、「深い(私の)恋の思いを」「(私の)恋の思いの深さを」のような内容が△に加われれば⊕1点。

⊕ 「道芝の色の深さ」が比喩であることを明らかにした訳、「道端の草のあの色のように」のような訳が△に加われれば⊕1点。

問二 10点

※傍線部(2)はどのようなことを言っているか、内容を説明する設問

(模範解答)

A〇5点

文正の姉娘は、これまで多くの求愛の手紙を見てきたが、

B〇5点

この手紙のように筆跡・文面等に情趣のある手紙は初めて見たということ。(10点)

◆各加点要素の加点の条件

【A・Bの各要素に関して部分採点】

A「文正の姉娘は、これまで多くの求愛の手紙を見てきたが、」(5点)

※「この年月、雨の足のやうにしげかりし玉章見つれども」の内容説明

×「これまで多くの手紙を見てきた」という内容がなければA×0点

△「これまで多くの手紙を見てきた」という内容が書かれていれば、△3点とする。

⊕「文正の姉娘は」と、主体が△に加われれば⊕1点。「姉」の方だと分かれればよい。

⊕ 姉娘がもらってきた「手紙」が「求愛の手紙」という明示が△に加われれば⊕1点。

B「この手紙のように筆跡・文面等に情趣のある手紙は初めて見たということ。(5点)

※「心にくき文も見ざりし」の内容説明

×「情趣のある手紙は初めて見た」という内容の記述がなければBは×0点

△「情趣のある手紙は初めて見た」という内容の記述があれば、△3点。

なお、直訳の、「情趣のある手紙は見たことがなかった」は△2点とする。

※訳の問題ではなく、内容説明の問題なので、同意になれば「見る」という語はつかっていなくても構わない。(「∴情趣のある手紙は初めてだ」△3点「∴情趣のある手紙はなかった」△2点 など)

⊕「この手紙のように」という内容が△に加われれば⊕1点。「中将の手紙のように」でもよい。

⊕「筆跡・文面等に」という内容が△に加われれば⊕1点。

※傍線直前の「文字の流れ・墨つき」の訳だが、例のように2つなくても可。「筆跡」「文面」など1つあればよい。

問三 10点

※傍線部(3)の、姉と妹の反応の違いが何からきているかを説明する設問

(模範解答)

A〇5点

姉は、最前からこの商人は身をやつした貴人ではないかと疑っていたが、

B〇5点

妹はそれとは気づかず、ただ美しい手箱を欲しがっただけであった。

◆各加点要素の加点の条件

【A・Bの各要素に関して部分採点】

A「姉は、最前からこの商人は身をやつした貴人ではないかと疑っていたが」(5点)

※姉は贈り物を返した、という反応についての説明

×「姉は、疑っていた」という内容の記述がなければ×。Aに関して0点

△姉は、疑っていた」という内容の記述があれば△3点。

⊕「この男は商人でない」という内容が△に加われば⊕1点。

⊕「身をやつした貴人ではないか」という内容が△に加われば⊕1点。

B「妹はそれとは気づかず、ただ美しい手箱を欲しがっただけであった。」(5点)

※妹は姉への贈り物をうらやましがった、という反応についての説明

×「妹は手箱を欲しがった」という記述がなければ×。Bに関して0点。

△「妹は手箱を欲しがった」という内容の記述があれば△3点。

⊕「何も気づかず」という内容が△に加われば⊕2点。

※この男は商人ではない、貴人ではないかということに気づいていない、という内容。